

保護者用

朝霞市 GIGA スクール構想に係る タブレット端末の取扱い規定



朝霞市キャラクター「ぼぼたん」

むさし・
フロント
モニタ

令和 3 年 4 月

朝霞市教育委員会

朝霞市立朝霞第六小学校

はじめに

◎朝霞市の端末等の環境について

朝霞市市内小・中学校では、校舎内・体育館に設置されたWi-Fi機器を経由し、インターネットに接続することができるタブレット端末を整備しております。

家庭への持ち帰りを行った際には、家庭内のWi-Fi機器等を経由し、インターネット接続が可能となります。設定等は各家庭で行ってください。また、ご家庭内にWi-Fi機器等をお持ちでない場合は、朝霞市で所有しております、Wi-Fi機器を貸出いたします。その際、別途手続きが必要となります。

なお、家庭でのインターネット接続に係る通信費等につきましては、各ご家庭負担となりますので、ご理解・ご協力のほど、お願ひいたします。

☆詳細につきましては、次頁以降の「朝霞市GIGAスクール構想に係るタブレット端末の取扱い規定」をお読みください。

朝霞市G I G Aスクール構想に係るタブレット端末の取扱い規定

1. 背景や目的について

令和2年度、国のG I G Aスクール構想により、朝霞市でも市内小・中学校に対して、学習者・指導者用コンピュータ等ICT機器の整備を進め、1人1台のタブレット端末（以下、「端末」）を設置した。学習指導要領を踏まえた教育課程の確実な実施や授業におけるICT機器の活用により、魅力のある分かりやすい授業を通して、児童生徒が互いに学び合える、より良い教育活動に取り組む。また、朝霞市立小・中学校における学校教育の情報化を総合的かつ計画的に推進していくため、「第5次朝霞市総合計画」や「朝霞市教育振興基本計画」との整合性を図りながら、学校教育の情報化に関わる施策の実現を目指す。

そのため、これから時代に必要な資質・能力を育むために、「児童生徒の情報活用能力の育成」「授業における教員のICT活用能力の育成」「ICT環境の整備」の3つの方策に重点的に取り組むことを目的とする。

なお、利用に伴う、情報の漏えい・改ざん・破壊・紛失を防止し、学習ツールとして有機的に活用することを目的に本規定を定める。

2. 朝霞市の端末等の環境について

朝霞市内小・中学校では、校舎内・体育館に設置されたWi-Fi機器を経由し、インターネットに接続することができる端末を整備している。

家庭に端末を持ち帰った際には、家庭内のWi-Fi機器等を経由し、インターネット接続が可能だが、設定等は各家庭で行う。また、家庭内にWi-Fi機器等がない場合は、朝霞市で所有しているWi-Fi機器を貸し出す。その際、別途手続きが必要となる。

なお、家庭でのインターネット接続に係る通信費等については、保護者負担とする。

3. 所有者及び管理責任者等について

本端末の所有者は、朝霞市教育委員会とする。また、管理責任者は、各学校長とし、持ち帰り時は、保護者とする。

4. 対象となる端末について

各学校に配付された端末（iPad）及びそれ以前に購入された端末（iPad）のうち、GIGAスクール構想で設置した校内LANに接続されているものとする。

5. 使用場面と遵守事項について

以下を遵守し、使用する。

(1) 端末の取扱について【共通事項】

①端末の利用について

- ・端末等の管理は自己管理とし、紛失、盗難、破損、水没等に十分注意し、取り扱う。
- ・家庭に端末を持ち帰った際は、紛失等防止のため、端末を放置しない。また、その責任は、保護者とする。
- ・不具合の状況によっては、修理代等の全てが保護者負担となる場合がある。
- ・U S B メモリ等、学校から指示のない外部装置、周辺機器並びに他の端末（i P h o n e 、 i P o d 等）への接続は禁止する。
- ・学校から指示のないアプリケーションのダウンロード、ソフトウェア並びに写真・動画等のインストール等は禁止する。
- ・学習に関係のないサイトの閲覧、利用、S N S への書き込み、写真・動画の配信等、不要なインターネット接続は禁止する。
- ・他人のI D の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（S N S ・掲示板投稿等）は禁止する。
- ・本体及びカバー等に添付されている管理シールを剥がしたり、これ以外にシールを貼ったり、文字を書いたりすることは禁止する。（管理責任者が端末を管理するためにシールを貼ることは認める。）
- ・卒業、転出、異動及び端末入れ替え時は、貸出されていた一式を学校へ全て返却する。なお、その際、作成したデータを削除し、削除されていない場合は所有者及び管理責任者が削除できる。

②使用時の注意事項について

- ・端末を使用する前、使用した後は、石鹼等で手洗いを行う。
- ・端末の近くでの飲食は禁止とする（端末を机上に置いたまま飲食を行わない）。
- ・端末は他者と交換しない。また、他者の端末を使用することは「なりすまし」行為に相当する点を理解する。
- ・歩きながら端末を使用することは危険なため、行わない。

③クラウドサービスについて

- ・クラウドサービスは、管理者が許可したクラウドサービスのみを利用する。
- ・利用目的は、学習の記録と学習成果物の保存のためのものとし、クラウド内は教員の指示を受け、整理し運用する。
- ・利用目的以外のものを保存することは、朝霞市個人情報保護条例により禁止とする。
- ・クラウドサービスを利用するためのアカウント・パスワードは、第三者に知られないよう適切に管理する。

(2) 学校での取扱について

- ・学校では教職員の指示に従い、使用する。

- ・校内 LAN の接続については、端末（ iPad ）及びそれ以前に購入された端末（ iPad ）のうち、所有者が認めたもののみとする。
- ・校内 LAN については、個人所有の端末（ iPad 以外の端末も含む）及びスマートフォン等に接続し、使用しない。

（3）家庭での取扱について

- ・学校及び家庭以外では、使用しない。
- ・登下校時は、端末等をかばんから出さない。
- ・家庭での端末接続等のサポートについては、学校では行わない。
- ・家庭での学習以外に使用しない。また、その責任は、保護者とする。
- ・家庭内の安全な Wi-Fi を利用する際は、セキュリティ等に十分注意し、取り扱う。なお、通信費等については、保護者負担とする。
- ・駅構内やコンビニ、公共施設等で利用できるフリー Wi-Fi は、セキュリティ面等の危険性があるため、端末の接続は禁止する。
- ・破損等の不具合が生じた際は、学校に速やかに報告する。また、学校は報告を受け、速やかに教育委員会に報告する。その際、別途報告書を提出する。

6. 保管について

学校では、充電保管庫並びに端末保管庫で保管する。また、端末を家庭で使用する際は、保護者が確認できる場所で保管する。

7. 健康のための留意事項

児童生徒の健康を守るため、以下を遵守し、使用する。

（1）学校

- ・端末等を使用する際は、教員の指示に従い、使用する。

（2）家庭

- ・保護者と使用する時間を確認し、長時間の連続使用を避ける。
- ・目や腕等の身体に影響が及ぶ恐れがあることを理解し、保護者の責任のもと利用する。
- ・長時間の使用は、依存症等を誘発する恐れがあることを十分に理解し、保護者の責任の下で使用する。
- ・就寝する 30 分前には使用を中止し、睡眠の確保に努める。

（3）共通事項

- ・使い始めて長時間になる場合は、5 分程度、目を休め休憩する。その際、少し離れたところを見る等する。
- ・端末を使用する際は、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつける。
- ・使用時に目に違和感がある際には、無理に使用を継続せず、使用を中止する。

8. 安全のために

インターネットの利用については、使用制限等をかけているが、不審なサイト等に入ってしまった場合には、画面を閉じ、教職員並びに保護者に報告をする。

9. 個人情報の取扱について

個人情報の取扱については、朝霞市個人情報保護条例が定められているとおり、学習に関連する内容（以下に記載）以外をクラウドサービス内に保存することはできない。対象は以下のとおりとする。

【対象】

- ・氏名、出席番号、学校名、小テスト、特技、学習成果物、学校生活に係る提出物

10. 個人情報保護について

個人情報保護のために、以下を遵守し使用する。

- ・学校では、教職員の指示に従い使用する。また、家庭では、保護者の監督のもと使用する。
- ・自分の端末を他人（家庭では保護者以外も含め）に貸すことを禁止する。
- ・自分や他人の個人情報（9に規定しているもの以外）をインターネット上にあげたり、保存したりすることを禁止する。
- ・他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板投稿等）は禁止する。

11. カメラの使用について

個人情報を守るために、以下を遵守し使用する。

- ・カメラを使用する際は、教職員の指示に従い使用する。
- ・カメラで撮影する対象が人物である場合は、対象となる人物に許可を得る。
- ・著作権が発生するもの（教科書・資料集等）の撮影は禁止する。
- ・個人情報が含まれるものをカメラで撮影することを禁止する。

12. 設定等について

端末等の設定は、小・中学校ごとに統一して設定を行っているため、デスクトップ上のアイコンの位置や背景デザインの変更、端末の設定等を変更することは禁止とする。また、教職員についても同様とする。

13. 不具合や故障等について

不具合や故障が生じた際は、速やかに教職員に報告する。また、家庭で故障等が発生した際は、学校に速やかに報告する。ただし、祝休日や休業日等の場合は、休業明けに速やかに報告する。

14. その他

- ・「朝霞市G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等の取扱い規定」を遵守し、使用する。守れなかった場合については、使用を認めない場合もある。
- ・「朝霞市G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等の取扱い規定」は利用実態に合わせ、改訂することがある。

附則

この利用規定は、令和3年4月1日から施行する。